

所得拡大促進税制が改正されました！

●概要

従業員に支給する給与等の金額を増やした場合に、法人税の税額を減らすことができる「所得拡大促進税制」が改正されました。

改正後の制度は、税額控除を受けられるかどうかの判定や、控除税額の計算がシンプルでわかりやすくなっています。

以下、中小企業（資本金1億円以下）の場合の適用要件等を説明いたします。

●適用要件

改正後の「所得拡大促進税制」は、青色申告書を提出する法人または個人事業者が、平成30年4月1日から平成33年（2021年）3月31日まで（個人事業者は平成31年1月1日から平成33年（2021年）12月31日まで）の期間内に開始する事業年度が対象となり、以下2つの要件を満たす必要があります。

- ①雇用者給与等支給額（※1）が、前年度の金額を超えること。
- ②継続雇用者給与等支給額（※2）が、前年度比1.5%以上増加していること。

※1 雇用者給与等支給額

国内の事業所に勤務する従業員に対する給与・賞与等の支給額。
 （役員・役員の親族等に支給する給与や賞与等は除きます。）



※2 継続雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額の内、今年度及び前年度の全期間に在籍していた方に対する給与、賞与等の支給額。

●控除税額

控除できる税額は、以下の算式により計算され、控除限度額は「当期の法人税額×20%」です。

①控除税額

雇用者給与等支給額の前年度比の増加額×15%

②上乗せ控除

雇用者給与等支給額の前年度比の増加額×10%

③上乗せ控除の条件

次の1・2の条件の両方を満たす必要があります。
 1. 継続雇用者給与等支給額が、前年度比2.5%

以上増加すること。

- 2. 次のア・イのどちらかの要件を満たすこと。
 - ア. 教育訓練費（※3）が前年度比10%以上増加すること。
 - イ. 経営力向上計画の認定を受けた上で経営力の向上が証明されること。

※3 教育訓練費

従業員の技術の習得や向上にかかる費用。
 自社で教育訓練する場合の、講師の報酬や施設利用料、外部の教育訓練に参加させる場合の授業料など。

●適用例

3月決算で、青色申告をしている中小企業のケースで例示いたします。（単位：万円）

事業年度	雇用者給与等支給額	継続雇用者給与等支給額	教育訓練費	法人税額
H30.3月期	2,000	1,600	80	300
H31.3月期	2,100	1,680	100	300
増加額	①100	②80	③20	-

- ①雇用者給与等支給額が、前年度のコレ額を超えており、
- ②継続雇用者給与等支給額は、前年度比5%増加していて、(2.5%超に該当)
- ③教育訓練費も前年度比25%増加しています。(10%超に該当)

①～③より、上乗せの適用要件まで満たしていますので、以下の金額をH31.3月期の法人税額から控除できます。（単位：万円）

項目	算式	控除金額
A 控除限度額	300(H31.3月期法人税額)×20%	60
B 控除税額	100(前年度からの支給増加額)×15%	15
C 上乗せ控除	100(前年度からの支給増加額)×10%	10
D 控除可能額	控除税額B+上乗せ控除C	25

●本制度の利用にあたり

本制度の利用に際し、書類の提出や届出など、事前の手続きの必要はありません。

ただし、本制度の適用を受けるために、法人税の確定申告書に、控除を受ける金額及びその計算に関する明細書を添付する必要があります。利用をお考えの際は、担当者までご相談ください。（森本 裕一）